

令和5年4月19日

町立学校・園所への配布物の基準について

安芸太田町教育委員会

配布対象		園児・児童生徒・保護者		
配布物種類		課業時間外の行事・教室等の案内、各種団体の取組紹介・加入募集		
配布元		国・県・町等行政関係 (町教委を除く)	社会教育関係団体 (町から補助金を受けている団体等)	その他
1人1枚の配布	依頼の可否	可	可	不可
	持込方法	直接送付(通送・郵送等)・直接持込 学校・園所宛て依頼文・町教委担当係へ 控えの提出が必要	直接送付(通送・郵送等)・直接持込 学校・園所宛て依頼文・町教委担当係へ 控えの提出が必要	不可
	配布元の 仕分け方法	学校・園所ごと	学校・園所ごと	不可
	町教委経由	可	可	不可
(20枚以内) 据え置き	依頼の可否	可	可	可 学校・園所へ事前に電話等で依頼
	持込方法	直接送付(通送・郵送等)・直接持込 学校・園所宛て依頼文・町教委担当係へ 控えの提出が必要	直接送付(通送・郵送等)・直接持込 学校・園所宛て依頼文・町教委担当係へ 控えの提出が必要	直接送付(通送・郵送等)・直接持込 学校・園所宛て依頼文・町教委担当 係へ控えの提出が必要
	町教委経由	可	可	不可

- ・安芸太田町及び町教育委員会の後援等の有無に関係なく、この基準を適用します。
- ・「可」と表示されている場合であっても、営利目的、宗教、政治に係るもの、参加費等が高額である、教育的な内容が弱い等と町教育委員会や校長・園所長が判断するものは、配布や据え置きの対応はできません。
- ・据え置きとは、「掲示コーナー等に置き、興味のある児童生徒や保護者が持ち帰る」ことです。
- ・社会教育関係団体とは、体育協会、スポーツ少年団、女性会、地域協議会、文化団体、郷土史研究会です。
- ・据え置きの配布物の撤去については教育委員会・学校・園所の判断で行います。
- ・その他、町教育委員会や学校・園所の指示がある場合は、それらに従ってください。